

令和6年4月1日

## 令和6年度 輸送の安全に係る情報公開

士別軌道株式会社

代表取締役 井口 裕史

当社は、運輸安全マネジメント制度に基づく取組状況、基本方針、輸送の安全に関する目標、実績等について、以下の通り公表致します。

### 1. 安全マネジメントの実施に当たって（別紙において公表しております）

### 2. 安全統括管理者 取締役経営管理部長（統括運行管理者） 大内 紀幸

### 3. 令和6年度 安全に関する基本方針（別紙において公表しております）

### 4. 令和6年度 安全重点施策

安全運行を維持、強化していくためには、法令を遵守した基本に忠実な運転動作の徹底であり、以下の重点施策について継続的かつ問題意識を持って、鋭意取組んで参ります。

- (1) 経営トップによる安全運行状況に対するP・D・C・Aの積極的な行動
- (2) 運行管理者による対面点呼時の必要かつ実効性の高い運転士毎の指導、教育、確認の実施
- (3) 役員、幹部は、毎月1回及び必要に応じて「幹部会議」を開催し、安全運行上の課題、改善点について迅速な改善を実施
- (4) 主な指導、教育等の実施
  - ①年2回の安全講習会の開催により、安全方針、基本動作等安全運行のポイントを継続的に指導  
・・・参加型講習としてグループ討議による発表を実施
  - ②デジタルタコグラフを活用した教育、指導の徹底（貸切業務 スピード、急発進、アイドリング等）  
～貸切選任含む全運転士に対する日常指導並びに年1回の集合研修
  - ③ドライブレコーダーの映像を活用した全運転士への教育、指導の強化（スピード、右左折時徐行及び安全確認、車内事故防止の安全確認、車間距離等）  
～年4回の集合研修並びに全運転士に対する個別指導
  - ④ヒヤリ・ハット情報等の報告、収集と分析内容を活用した事故防止策の指導
  - ⑤社内報の毎月の発行による、国土交通省メールマガジン及び自社、他社の事故情報の内容、分析と事故防止策の周知、指導等
  - ⑥経営トップ自ら運転士、運行管理部門に対する通達文書の適時発出による、迅速かつ詳細な改善指導
  - ⑦法令基準以上のサイクルによる適性診断の実施と診断結果に基づく適切な指導
  - ⑧法令基準以上のサイクルによる初任運転士、特定運転士に対する適切な対面指導、実技指導、座学

等の実施

- ⑨訓練運行指導者制度による経験の浅い貸切選任運転士への積極的な訓練運行の実施により、安全運行技術の向上に継続して取り組む。また、訓練運行指導者に指名した運行管理者、運転士から年2回（9月・3月）経営幹部がヒアリングを行い、運行安全上の課題の提起と改善の継続的な実施。
- (5) 法令に準拠した当社点検基準に基づく、適正な点検、整備の実施、大型自動車定期点検整備（スペアタイヤ取付確認等）、脱輪防止確認の徹底
- (6) 貸切バス予防整備ガイドラインに基づく「整備サイクル表（点検・交換基準）」の活用徹底
- (7) 内部監査の強化と、監査結果によるマネジメントレビュー会議の開催による、実効性の高いP・D・C・Aサイクルの実施
- (8) 運転士の健康管理強化
  - ①定期健康診断結果の事後管理強化と専門医療機関への健康指導推奨
  - ②「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル（国土交通省）」対応推進
    - ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査の受診、事後対応
    - ・脳血管疾患対策としての脳MRI健診の受診、事後対応
    - ・視野障害対策として眼科検診（視力、眼底、眼圧検査）の受診、事後対応
    - ・心臓疾患・大血管疾患対策に対応出来る地域の医療機関確保（継続的取組）
  - ③コロナ後の感染対策として、対面点呼による体調、発熱、倦怠感、呼吸等の確認及びマスク、手袋の着用、運転席シールドの設置、車内換気の徹底、空気清浄器の設置、運転士休憩所における定期的な消毒、密の回避、寝具の洗濯、消毒及び感染リスクを抑えた日常行動の要請
  - ④「バス運転者の改善基準告示改正（2024年度～）」における拘束時間、運転時間等の遵守及び管理強化による過労運転防止の取組み推進
  - ⑤法令基準以上の当社の「交替運転者の配置基準」の適用推進
  - ⑥メンタルヘルス対策の実施（ストレスチェックによる精神的、肉体的疲労等の把握と専門医療機関受診、有給休暇取得の推奨等）
  - ⑦必要に応じて経営幹部による運転士等への個別ヒアリング、専門医療機関受診推奨の実施

## 5. 輸送の安全に関する令和5年度目標の達成状況（路線バス、貸切バス）

(1) 事故発生の結果・・・詳しくは別表「令和5年度事故一覧」をご覧ください。

①人身事故	目標	0件	結果	0件	⇒達成
②物損事故（有責事故）	目標	0件	結果	1件（自責1件）	⇒未達成
③自損事故	目標	0件	結果	3件	⇒未達成

(2) 事故の分類

・年度の事故発生件数	6件	（	路線	1件	貸切	4件	その他	1件	）
（有責・他責の区分）	①有責事故								4件
	②車両故障事故（運行不能）								1件
	③タイヤバースト事故（運行不能）								1件

※有責事故4件のうち物損事故は貸切1件、自損事故は貸切1件、路線1件、整備中1件。

(人身・車内人身・物損・故障の区分) ①人身事故 0件 ②物損事故 1件 ③自損事故 3件  
④車内事故 0件 ⑤車両故障事故 2件 (貸切自走不能)

(重大事故、軽微事故の区分) ①重大事故 (24時間以内報告義務) 0件  
②重大事故 (30日以内報告義務) 2件  
③軽微事故 4件

※自動車事故報告規則により、旅客自動車運送事業者において「自動車事故報告書の提出が30日以内に必要な重大事故」15項目の中に、⑪自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったもの、とあり、上記②重大事故 (30日以内報告義務) の2件は、貸切運行中にバス車両の故障等により自走運行が出来なくなった事案です。

1件は、高速道SAでシフトセンサーが故障し運行不能となった事故です。もう1件は、高速道を運行中に右前輪タイヤがバーストし運行不能となった事故です。いずれも貸切運行で、乗客、乗員にはケガはありませんでした。旭川運輸支局には迅速に事故報告を提出しております。

※死傷事故、酒気帯び等運転、車両の転覆・火災等社会的影響が大きいものは「事故の速報」に該当し、事故の発生から24時間以内に出来る限り速やかに国土交通大臣への報告義務があります。令和5年度も弊社での発生はございません。

※相手方がいる事故は1件で、物損事故1件で弊社の過失割合が10 (相手0) でした。

※令和5年度は事故総件数が6件で前年より4件減少、今まで散見されていた冬型事故も0件で、運転士の意識強化が図られたと判断しております。今後も継続的な指導教育とその強化を図って参ります。

### (3) アルコールチェックによる検知

目標 0件 結果 0件 ⇒達成

### (4) 項目別

①運転記録証明の毎年度取得による安全運転啓発 ⇒達成

※全運転士のうち1名で速度違反検挙 (私用時運転) がありましたが、それ以外の運転士は、1年間、無事故・無違反でした。優秀安全運転事業所表彰は一昨年度の「プラチナ賞」に続き本年3月に「金賞」を受賞しました。

②法令基準以上の当社基準による適性診断等の実施とその判定に基づく指導、教育の実施 ⇒達成

③安全講習会の実施 (年2回 5月、12月 全運転士参加)・・・グループ分け参加型講習 ⇒達成

④ドライブレコーダーを活用した講習会の開催 (四半期毎 全運転士)、個別指導の実施 ⇒達成

※これ以外に路線、貸切含めた全運転士に対して個別指導を実施しました。必要に応じて同じ運転士に複数回の指導を行っております。

⑤デジタルタコグラフの内容分析と指導基準に基づく個別指導の強化 (貸切運転士)

⇒達成

※日常指導に加え、貸切選任運転士対象に講習会を実施しました。ドライブレコーダー指導とともに継続して行くことで、運行速度の抑制等安全性向上の効果が出ております。

⑥「危険度認識度チェック」の全運転士実施と結果に基づく個別指導の実施 ⇒達成

⑦全運転士健康診断の実施（貸切選任運転士は年2回）と、事後の健康管理の強化（必要に応じて個別アドバイスの実施） ⇒達成

⑧自動車運送事業者における「心臓疾患・大血管疾患ガイドライン」に基づき、定期健康診断の結果等で医師から必要なスクリーニング検査を勧められた場合、運転士が医師の説明を理解したうえでスクリーニング検査を受診するよう会社として推奨 ⇒未達成

※現在当社が依頼している定期健康診断の医療機関では、スクリーニング検査を推奨することはできないとの回答があり、対応出来ておりません。引続き、対応していただける医療機関の確保に努めます。

⑨メンタルヘルスの実施 ⇒達成

※当面、自社対応で、必要に応じて社長、幹部がヒアリングを行うこととしております。

⑩薬物検査の実施（全運転士に対し抜打ちで実施） ⇒達成

※全運転士に問題ありませんでした。

⑪脳血管疾患検査（頭部MRI）の実施（2年サイクルで全運転士実施） ⇒達成

※頭部MRIで「要再検査」となった者に対して専門医療機関で再検査を推奨、結果は「異常なし」でありました。

⑫運行業務中の無違反厳守 ⇒達成

※運転士全員が無違反でした。

⑬シートベルト着用案内の徹底 ⇒達成

⑭バス乗降時の乗客の安全確認の徹底と車内事故防止対策徹底 ⇒達成

⑮ヒヤリハット情報の収集、分析と指導 ⇒達成

⑯訓練運行指導者制度による貸切実技訓練の強化及び経営幹部・メンバーによる年2回（9月・3月）の安全運行改善検討会の実施 ⇒達成

※年2回、訓練運行指導者運転士とヒアリングを行い、経験の浅い貸切選任運転士の技術向上に向けて議論を行いました。令和5年度の貸切選任運転士の訓練運行は2名実施致しました。

⑰ポストコロナにおける感染防止対策の徹底による社内発生防止 ⇒未達成

※コロナ感染者は数名出ましたが、早期対応により社内拡大はなくバス運行への影響もありませんでした。

## 6. 自動車事故に関する統計（重大事故件数）～自動車事故報告規則第2条に規定する統計（総件数及び累計別の事故件数）

「令和5年度において、当社で該当事故の発生は2件ありました」

\*同規則第2条第1項 「自動車の装置の故障により自動車が運行できなくなったもの」に対し貸切運行で2件発生致しました。適切に、旭川運輸支局を通して国土交通大臣へ報告を行っております（30日以内の報告義務）。これに対しての、行政処分等はありません。詳しくは、5.（2）事故の分類を参照下さい。

## 7. 内部監査の結果とそれに基づく改善を要する事項、改善を行った事項

弊社は「内部監査規程」に基づき、毎年度「監査実施計画」を策定、①経営トップ②安全統括管理者 ③貸切運行部門に対し具体的かつ詳細な「チェック項目」を設定し、厳正な内部監査を実施しております。内部監査員は、経営トップが指名し所定の研修を受け専門性と厳格な監査を行うための独立性、権限を確保しております。

(令和5年度の監査、マネジメントレビュー会議の結果)

- ・ ①経営トップ②安全統括管理者③貸切運行部門について監査報告の結果、安全性に直ちに影響を及ぼすような重大な不具合はありませんでした。
- ・ 貸切バス事業者安全性評価認定制度（日本バス協会、「セーフティバス」）では、**昨年12月に引続き「三ツ星★★★」の認定を獲得**致しました。さらに「**4年更新**」となり目標を達成しており取組の成果が出ております。
- ・ 適性診断の結果に基づき、一般、適齢ともに社長が個別指導を実施、事故防止への効果が表れております。
- ・ 課題等として以下の項目が提起されましたので、新年度以降改善に鋭意取組んでいく考えであります。

安全運行に対する経営者の関与、指示、指導等については、前年度からさらに改善効果が認められる。年2回の安全講習会は、参加型を導入しており効果が認められる。

今後の課題としては、統括運行管理者、運行管理部門の業務多忙、兼務であり、人材の拡充が急がれる。

令和4年度から「訓練運行指導者制度」を制定し、経験の浅い貸切選任運転士に対して、道内の難所経路を主体とした訓練運行を継続的に実施していることは、事故防止の効果が大きいと判断している。今後も、継続的な実施が不可欠である。

なお、運行管理部門の多忙により、当面は、社長によるトップダウン主体、管理、指導強化により安全性を維持していくことが必要である。運行管理部門の人材拡充が急がれる。

《 努力課題の詳細 》

- ①タイヤ保守管理の態勢強化（製造年数、残り溝や劣化の管理、増し締め強化等）。
- ②「路線バス・貸切バス運休判断基準（令和4年12月制定）」により、猛吹雪など悪天候時の運休判断基準が具体化されている。この内容について運行管理部門がより理解を深め、迅速な決断と周知対応、事後対応等が迅速に出来るよう態勢強化が必要である。
- ③ドライブレコーダーデータによる指導で「市街地・高速道路・隘路・山道」等道路状況に応じた詳細な指導を令和6年度からより強化願いたい。
- ④適性診断結果にデジタコ、ドラレコデータを組合せての指導を令和6年度からより強化願いたい。
- ⑤心疾患、大血管疾患ガイドライン及び眼科検診について、近隣医療機関での確保について令和6年度中も継続して行動願いたい。
- ⑥運転士全般に通院中や要再検査が高止まりであり、会社として健康増進策を検討、実施願いた

い。

⑧アイドリングについて、盛夏時、厳寒時にまだ改善の余地があると思われる。運行管理部門の改善意識、問題意識が課題である。

⑨「指導・監督マニュアルの改正（令和5年1月6日）への対応徹底

- ・坂道での適切な運転操作・・・長い下り坂におけるエンジnbrake、排気ブレーキの活用指導
- ・危険箇所の情報を踏まえた運転指導・・・「交通事故発生マップ」等の活用、貸切乗務前点呼での指導徹底
- ・乗客のシートベルト着用の目視確認徹底（貸切バス）
- ・非常口、非常ボタンの使い方の乗客への周知徹底（案内掲示・リーフレット備付）

⑩「貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正、公布：令和5年10月10日 施行：令和6年4月1日）」対応徹底

- ・輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等
- ・録音・録画による点呼記録の保存の義務付け
- ・アルコールチェック検知器使用時の写真撮影の義務付け
- ・デジタル式運行記録計の使用の義務付け
- ・安全取組みの公表内容の拡充

（令和5年度に前年の内部監査結果を受けて改善に取り組んだ事項）

- ・ドライブレコーダーの画像データを活用した全運転士に対する個別指導運行の実施、「事故を防ぐ危険認識度チェック」の全運転者に対する実施、適性診断を活用した個別指導を継続的に実施し、運転士への理解度が向上にあり、軽微な事故が減り、冬型事故の発生は皆無でした。
- ・輸送の安全に対する投資等について、毎年度の経営計画においてより詳細にされ、車両等安全設備の充実に対する長期的な投資計画も策定しております。
- ・日々の点呼や個別指導における実効性向上が課題であり、社長による指導講習、運行管理部門の運転士への指導・ロールプレイングの実施等により改善に取り組みました。

## 8. 令和6年度 輸送の安全に関する目標

(1) 人身事故	目標	0件
(2) 物損事故（有責）	目標	0件
(3) 自損事故	目標	0件
(4) 車両故障等運行不能事故	目標	0件
(5) アルコールチェックによる検知	目標	0件
(6) 項目別		

- ①運転記録証明の毎年度取得による安全運転啓発・・・数年後に再度、優秀安全運転事業所「プラチナ賞」の獲得を目標とする。
- ②法令基準以上の当社基準による適性診断等の実施とその判定に基づく指導、教育の実施

- ③安全講習会の実施（年2回 5月、12月 全運転士参加）・・・グループ分け参加型講習
- ④ドライブレコーダーを活用した講習会の開催（四半期毎 全運転士）、個別指導の実施
- ⑤デジタルタコグラフの内容分析と指導基準に基づく個別指導の強化（貸切選任運転士）
- ⑥「危険認識度チェック」の全運転士実施と結果に基づく個別指導の実施
- ⑦全運転士健康診断の実施（貸切選任運転士は年2回）と、事後の健康管理の強化（必要に応じて個別アドバイスの実施）
- ⑧自動車運送事業者における「心臓疾患・大血管対策ガイドライン」に対応するため、当該地域の医療機関において、定期健康診断の結果等で医師から必要なスクリーニング検査を推奨していただける先の確保に向けて行動する。
- ⑨メンタルヘルス対策の実施（当面は自社対応）
- ⑩睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査の実施（全運転士施）
- ⑪脳血管疾患検査（頭部MRI）の実施（2年サイクルで全運転士実施）
- ⑫視野障害対策として眼科検診（視力、眼底、眼圧検査）の受診（2年サイクルで全運転士実施）
- ⑬運行業務中の無違反厳守
- ⑭シートベルト着用案内の徹底
- ⑮バス乗降時の乗客の安全確認の徹底と車内事故防止対策徹底
- ⑯ヒヤリハット情報の収集、分析と指導
- ⑰訓練運行指導者制度による訓練運行の実施及び経営幹部・メンバーによる年2回（9月・3月）の安全運行改善検討会の実施
- ⑱ポストコロナにおける感染防止対策の徹底による社内感染発生防止
- ⑲「バス運転者の改善基準告示改正（2024年度～）」に対する拘束時間、運転時間等管理強化による過労運転防止の取組み

## 9. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

「 士別軌道株式会社 緊急連絡網 」(別紙により公表しております)

## 10. 令和5年度 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

- |                       |                                              |
|-----------------------|----------------------------------------------|
| (1) 運転者に対する教育・研修の実施回数 | 4回（自社講習・研修）                                  |
| (2) 運行管理者             | 〃 6回（国土交通省認定セミナー等外部研修）<br>*上記の他、運行管理者一般講習 4名 |
| (3) 整備管理者             | 〃 0回<br>*上記の他、整備管理者選任後研修 5名                  |
| (4) 初任運転者等に対する実技指導の実績 |                                              |
- 「 訓練運行実績 」(別表をご参照ください)

## 士別軌道株式会社 令和5年度事故一覧

No	発生日	路線	貸切	委託	重大事故 (24時間 以内報告)	重大事故 (30日以 内報告)	人身	物損	自損	車内事故	車両故障	自責	他責	運輸支 局報告 要・不要	運輸支 局報告	警察 報告	事故概要	過失割合
1	5.5.10		○					○				○		不要		○	駐車場看板に接触、物損事故であり保険にて損害金を支払。待機中で乗客なし。	当社 10 : 相手 0
2	5.7.7		○						○			○		不要			国道走行中、鹿と衝突。軽微な損傷で運行継続。乗客13名にケガなし。	—
3	5.7.13		○			○					○			要	○	○	高速道を走行中、右前輪タイヤがバースト。運行不能となったため旭川運輸支局へ事故報告書提出。乗客11名にケガなし。	—
4	5.8.17	○							○			○		不要			停留所で縁石に接触。軽微な損傷で運行継続。乗客なし。	—
5	6.1.19		○			○					○			要	○		高速道SAでシフトセンサーが故障、運行不能となり備車により目的地まで送迎。運行不能となったため旭川運輸支局へ事故報告書提出。乗客13名にケガなし。	—
6	6.1.29								○			○		不要			整備担当者が整備のため車両をバックで工場に入庫する際、シャッターレールに接触。自損事故。	—

※自動車事故報告規則により、旅客自動車運送事業者において「自動車事故報告書の提出が30日以内に必要重大事故」15項目の中に、⑪自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったもの、とあり表のNo7と9が該当し、運輸支局長を通して国土交通大臣に報告書を提出。さらに、死傷事故、酒気帯び等運転、車両の転覆・火災等社会的影響が大きいものは「事故の速報」に該当し、事故の発生から24時間以内に出来る限り速やかに国土交通大臣へ報告と定められている。



経験の浅い貸切バス選任運転士に対する訓練運行実績

士別軌道株式会社

実施日	車種	訓練・研修等内容	指導運転士	指導対象運転士	行程等	目的
R3.8.11	大型	初任貸切運転士「バック駐車研修」	A	4名	構内、駐車場	・安全確実なバック走行技術習得
R3.8.16	大型	〃	〃	1名	〃	〃
R3.9.18～19	大型	初任貸切運転士訓練運行	〃	3名	・高速道路研修～士別剣淵、札幌、豊浦、大沼公園、黒松内、余市、銭函、江別、深川各IC経由 ・函館市内研修～函館空港、トラピスチヌ修道院、五稜郭公園、函館朝市駐車場、明治館、元町観光駐車場、函館ロープウェイ ・函館山研修～各自1往復運転	・修学旅行行程訓練 ・難所として函館山の走行訓練
R3.9.25～26	大型	〃	〃	2名		
R3.10.31	中型	〃	B	1名	・行程変更研修～士別剣淵、上川、北見峠、遠軽、紋別、興部、士別剣淵	・突発的な行程変更対応
R3.11.20	中型	〃	B	1名	・行程変更研修～士別剣淵、上川、北見峠、遠軽、紋別、興部、士別剣淵	・交差点右左折時一時停止と最徐行、駐車帯でのサイドブレーキ、輪止め、運転操作、安全確認
R4.1.15	中型	〃	B	1名	・行程変更研修～士別剣淵、上川、北見峠、遠軽、紋別、興部、士別剣淵	
R4.12.13～14	中型	〃	C	1名		・札幌、小樽等観光施設のルート確認 ・朝里峠では長い下り勾配にてのエンジンブレーキ等の活用訓練
R5.3.28～29	中型	〃	A	1名	・難所経路研修～士別剣淵、北広島、定山溪、朝里峠、小樽、天狗山、札幌市内、大倉山、藻岩山、新札幌、士別剣淵	
R5.4.26～27	大型	〃	C	1名		
R5.4.30～5.1	大型	〃	D	1名		

令和4・5年度 初任運転士訓練運行実績(乗合)

R4.4.20～28	大・中型	初任運転者訓練運行(乗合)	D	1名	・市内外回り、中多寄線、温根別線、川南大和線、温根別北線、朝日線	・乗合路線の経路、峠道走行訓練
R5.6.1～8	中・小型	〃	E	1名	・温根別北線、中多寄線、川南大和線	
R5.7.26～8.2	大・中・小型	〃	C	1名	・市内外回り線、中多寄線、川南大和線、温根別線、朝日線	

令和4・5年度 初任運転士訓練運行実績(貸切)

R4.4.26～5.3	大・中型	初任運転者訓練運行(貸切)	D	1名	・士別～函館 富良野方面	・安全基本動作の指導 ・高速道路、坂道、市街地走行訓練
R5.10.23～10.26	大型	〃	D	1名	・紋別方面 士別～千歳～函館～小樽～士別	
R5.11.1～11.29	大型	〃	C	1名	・稚内方面 士別～千歳～函館～北広島～士別	

※指導運転士の指導歴 ・A(R2年度から初任・訓練運行で12回、乗合・貸切バス運転歴28年) ・D(R4年度から初任・訓練運行で4回、乗合・貸切バス運転歴32年) ・C(R4年度から初任・訓練運行で3回、乗合・貸切バス運転歴22年)

・E(令和5年初任訓練運行で1回の経験であるが、乗合・貸切バス運転歴15年、運行管理者)

※訓練運行指導者制度(R.4.3.28制定) 主任訓練運行指導者 E 訓練運行指導者(運転士) A・C・D